

警報発令に伴う臨時休室の措置について

日頃より当室教育活動にご理解、ご協力頂き、ありがとうございます。

「暴風警報」「特別警報」及び「地震」により警報が発令された場合につきまして、京都市教育委員会「暴風警報及び特別警報発表時の授業の扱い」に準じ、下記のとおり措置を行います。

記

1. 警報が発令された場合

1) 登室前に「大雨」「洪水」「暴風」などの特別警報が発令されている場合、警報が全て解除されるまでは、登室を見合わせ、2) に合わせて自宅待機してください。

2) 発令された警報がすべて解除された場合については、以下の措置を行います。

警報	ナーサリークラス	アフタークラス
7:00 までに解除	平常授業	-
8:00 までに解除	平常授業 ※9:00からの早朝保育申込者は 自宅待機、10:00より登室可	-
9:00 までに解除	平常授業	-
9:01~11:00 までに解除	臨時休室	14:00開始以降のクラス平常授業 ※寺子屋ナーサリークラスのみ ナーサリークラスに準じて 臨時休室
11:01~13:00 までに解除	臨時休室	15:00開始以降のクラス平常授業
13:01以降に解除	臨時休室	臨時休室
登室中に発令	ただちに臨時休室、保護者の方は安全に十分ご留意の上、 お迎えをお願い致します。	

2. ご注意

京都市域の気象警報について、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご留意ください。
登室路上にある河川、側溝、水路等には近づかないよう、登降室は安全を第一に、慎重にご判断をお願い致します。

3. 振替

警報に伴い、臨時休室となった場合は、回復措置として、振替を行います。
振替日程は発生時にご連絡致します。